

12月29日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～
～午後4時27分)

2. 応招議員は次の通りである。

2番 比嘉定亮	3番 天久盛雄
4番 安次富盛信	5番 石川真六
6番 仲村春果	7番 稲嶺正康
8番 石田英正	9番 安里案明
10番 又吉正弘	12番 大川昇
13番 伊佐真得昌	14番 仲村喜永行
15番 宮城盛昌	16番 宮里敏行
17番 伊佐貞寿	18番 中里幸助
19番 武島行男	21番 古波藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 天久豪太郎	11番 石川繁
20番 仲村盛光	

4. 出席議員は応招議員と同である。

5. 欠席議員は不応招議員と同である。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は、次の通りである。
長

市議島袋全一 助役 松川正義

総務課長	奥里将俊	財政課長	呉屋好永
経済課長	伊佐友誠	民生課長	当山全喜
住民課長	仲村春信	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼		

12月29日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～
～午後4時27分)

2. 応招議員は次の通りである。

2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真大
6番	仲村春果	7番	裕嶺正康
8番	石田英正	9番	安里案明
10番	又吉正弘弘	12番	大川昇
13番	伊佐真得昌	14番	仲村喜永
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久豪太郎	11番	石川繁
20番	仲村盛光		

4. 出席議員は応招議員と同である。

5. 欠席議員は不応招議員と同である。

6. 市町村自治法第61条の規定により謹事説明のため出席
した者は、次の通りである。
長

市長 島袋全一 助役 松川正義

総務課長	奥里俊	将俊	財政課長	呉屋好
経済課長	伊佐誠	友誠	民生課長	当山喜全
住民課長	仲村信	春信	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌	兼		

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

議会事務局長 宮 城 光 雄

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第44号 宜野湾市土地区画整理事業第2地区
特別会計の設置について。

日程第2. 議案第45号 区画整理事業費を継続費とすること
について。

日程第3. 議案第46号 市債(区画整理事業債)を起すこと
について。

日程第4. 議案第48号 一時借入れをすることについて。

日程第5. 議案第47号 1966年度宜野湾市土地区画整
理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について。

日程第6. 議案第43号 1966年度宜野湾市歳入歳出追
加更正予算について。

7. 講会事務局職員の出席者は次の通りである。

講会事務局長 宮 城 光 雄

8. 講事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について。

日程第2. 議案第45号区画整理事業費を継続費とすることについて。

日程第3. 議案第46号市債(区画整理事業債)を起すことについて。

日程第4. 議案第48号 一時借り入れをすることについて。

日程第5. 議案第47号 1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について。

日程第6. 議案第43号 1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算について。

議長～出席13名、欠席3名であります、市町村自治法第53条によりまして、議会は成立いたしました、よつて只今より本日の会議を開きます（午前10時56分）

議長～休憩します（午前10時56分）

議長～再開致します（午前10時57分）

議長～14番、仲村議員の出席を報告します。

議長～本日の議事日程はプリントでお配りしてある通りの順序で進めて行きたいと思います、なお日程1から日程6までは、既に継続審議となっていましたので本日ここに一括して議題といたします、日程第1議案46号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について、日程第2、議案45号区画整理事業費を継続費とすることについて、日程第3議案46号、市債を起さすことについて、日程第4、議案48号、一時借入れをすることについて、日程第5、議案47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について、日程第6、議案第43号1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算については継続審議中でありますが、ここに一括議題とし、それに付する質疑を許します。

議長～暫く休憩致します。（午前10時58分）

議長～再開します。（午前11時3分）

10番～議案47号の政府支出金について質問いたします、34,000ドルの歳入減になつていますが66年度予算で確約なされているかどうか、その辺についてお伺いします。

市長～確約なされております。

10番～この分も一般会計に計上されておりますか。

市長～これは今度一般会計から特別会計に移そうと今審議をお願いしております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時5分）

8番石田議員 16番 宮里議員

12番大川議員の出席を報告致します。

議長～出席13名、欠席8名であります。市町村自治法第53条によりまして、議会は成立いたしました。よつて只今より本日の会議を開きます（午前10時56分）

議長～休憩します（午前10時56分）

議長～再開致します（午前10時57分）

議長～14番、仲村議員の出席を報告します。

議長～本日の議事日程はプリントでお配りしてある通りの順序で進めて行きたいと思います。なお日程1から日程6までは、既に継続審議となつていましたので本日ここに一括して議題といたします。日程第1議案46号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について、日程第2、議案45号区画整理事業費を継続費とすることについて、日程第3議案46号、市債を起ことについて、日程第4、議案48号、一時借入れをすることについて、日程第5、議案47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について、日程第6、議案第43号1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算については継続審議中でありますが、ここに一括議題とし、それにたいする質疑を許します。

議長～暫く休憩致します。（午前10時58分）

議長～再開します。（午前11時3分）

10番～議案47号の政府支出金について質問いたします。
34,000ドルの歳入減になつていますが66年度予算で確約なされているかどうか、その辺についてお伺いします。

市長～確約なされております。

10番～この分も一般会計に計上されておりますか。

市長～これは今度一般会計から特別会計に移そうと今審議をお願いしております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時5分）

8番石田議員 16番 宮里議員
12番大川議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前11時53分）

議長～上程中の日程第1議案44号、日程第2の議案45号
日程第3の議案46号、日程第4の議案48号、日程
第5の議案47号、以上5案件につきましては、質疑
も大分つきたようありますので質疑を終る事にご異
議はありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～なお日程第6の議案43号はそのまま継続審議と致し
ます。

議長～それじゃ、質疑も終りましたので、討論、採決に入り
ます。

議長～日程第1の議案第44号宣野湾市土地区画整理事業第
2地区特別会計の設置についての討論を求めます。

議長～討論を省略することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので、討論を省略して表決に移ります。

議長～議案第44号宣野湾市土地区画整理事業第2地区特別
会計設置については原案通り認める事に御異議ござい
ませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第2の議案第45号についての、討論を求め
ます。

議長～議案第45号、討論を省略することに御異議ございません
か。

（異議なしと呼ぶ）

議長～ご異議ありませんので討論を省略致しまして表決に移
ります。

議長～議案第45号、区画整理事業を継続費とする事についてを

議長～再開致します。(午前11時53分)

議長～上程中の日程第1議案44号、日程第2の議案45号
日程第3の議案46号、日程第4の議案48号、日程
第5の議案47号、以上5案件につきましては、質疑
も大分つきたようありますので質疑を終る事にござ
議はありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～なお日程第6の議案43号はそのまま継続審議と致し
ます。

議長～それじや、質疑も終りましたので、討論、採決に入り
ます。

議長～日程第1の議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第
2地区特別会計の設置についての討論を求めます。

議長～討論を省略することにござ異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、討論を省略して表決に移りま
す。

議長～議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別
会計設置については原案通り認める事に御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第2の議案第45号についての、討論を求め
ます。

議長～議案第45号、討論を省略することに御異議ございません
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ありませんので討論を省略致しまして表決に移
ります。

議長～議案第45号、区画整理事業を継続費とする事についてを

表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第5，議案第47号，1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について討論を許します。

10番～議案第47号，1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について賛成致します。我が宜野湾市昇格以来始めての都市計画法によつて施行される地域でございます。これが完成致しますれば我が宜野湾市の発展は保証されたものと思います。よつて、当局も誠意をもつと出され次第、第1、第3地区も、隨時早目に工事を着工して頂くよう御努力をお願い申すものでございます。一日も早くこの第2地区は完成されるよう努力して頂くよう御要望申し上げまして本案件に賛成致します。

議長～別に変つた御意見はございませんか。

(賛成の声あり)

議長～別に変つた御意見もございませんので、討論を終結いたします。

議長～議案第47号1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2区特別会計才入才出予算についてを表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、原案通り可決決定致します。

議長～尚午前の日程はこれで終ります。午後は2時から再開致します。御苦勞様でした。

議長～休憩致します。(午後0時)

表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第5、議案第47号、1966年度宜野湾市
土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算につい
て討論を許します。

10番～議案第47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事
業第2地区特別会計歳入歳出予算について賛成致します。
我が宜野湾市昇格以来始めての都市計画法によつ
て施行される地域でございます。これが完成致します
れば我が宜野湾市の発展は保証されたものと思います。
よつて、当局も誠意をもつと出され次々、第1、第3地区
も、隨時早目に工事を着工して頂くよう御努力をお
願い申すものでございます。一日も早くこの第2地区
は完成されるよう努力して頂くよう御要望申し上げま
して本案件に賛成致します。

議長～別に変つた御意見はございませんか。

(賛成の声あり)

議長～別に変つた御意見もございませんので、討論を終結いたし
ます。

議長～議案第47号1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2
区特別会計才入才出予算についてを表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、原案通り可決決定致します。

議長～尚午前の日程はこれで終ります、午後は2時から再開
致します、御苦勞様でした。

議長～休憩致します。(午後0時)

議長～定足数に達しておりますので、これから午後の会議を始めます。（午後2時22分）

議長～審議に入ります前に日程の追加を致します。日程の第8番目に、陳情第15号、主席公選決議に関する要請書を追加致します。

議長～暫く休憩致します。（午後2時23分）

議長～再開致します。（午後2時24分）

議長～継続審議中の議案第43号、1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算についてを上程致します。

議長～本案に対する質疑を求める。

10番～前にも御説明があつたようですが、5款の労働対策費の中の職業指導費についてですが、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。合宿訓練補助と言う事になつておりますがどう言つた方法で行われるのですか。それとも、どういつた処に補助をなされるのですか、その点について詳しく説明願いたいと思います。

助役～御説明申し上げます、この予算の費目については従来からございますが、特に新らしく補助金の節を設定したというのがこの予算構成の趣旨でございます。そしてこの予算の補助という対象も本土沖縄就職者、中校生合宿訓練の為の補助であるということではあります、この内容についてもう少しだいて御説明申し上げますと、従来から本土就職等については労働局の職業安定所各地の職業安定所を通じまして職業斡旋、本土就職に対する職業斡旋を行つております、この方は従来各個の会社或は又個人の手です、そういうふうな式で本土就職した場合に結果的に向こうで当初のいわゆる募集内容とか或はそういうものとも大部違つて非常に本土就職した人の状態が困つた点も沢山あつたと、それで2～3年前から本土就職については、政府の公機関を通して斡旋もするし、それから、そういうふうな指導もするというふうにして、ある程度機関としても政府としてもその面について充分関与出来る

議 長～定足数に達しておりますので、これから午後の会議を始めます。（午後2時22分）

議 長～審議に入ります前に日程の追加を致します。日程の第8番目に、陳情第15号、主席公選決議に関する要請書を追加致します。

議 長～暫く休憩致します。（午後2時23分）

議 長～再開致します。（午後2時24分）

議 長～継続審議中の議案第43号、1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算についてを上程致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

10番～前にも御説明があつたようですが、5款の労働対策費の中の職業指導費についてですが、もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。合宿訓練補助と言う事になつておりますがどう言つた方法で行われるのですか。それとも、どういつた処に補助をなされるのですか、その点について詳しく説明願いたいと思います。

助 役～御説明申し上げます。この予算の費目については従来からございますが、特に新らしく補助金の節を設定したというのがこの予算構成の趣旨でございます。そしてこの予算の補助という対象も本土沖縄就職者、中校生合宿訓練の為の補助であるということです。この内容についてもう少しだいて御説明申し上げますと、従来から本土就職等については労働局の職業安定所各地の職業安定所を通じまして職業斡旋、本土就職に対する職業斡旋を行つております。この方は従来各個々の会社或は又個人の手づる、そういうふうな式で本土就職した場合に結果的に向こうで当初のいわゆる募集内容とか或はそういうものとも大部違つて非常に本土就職した人の状態が困つた点も沢山あつたと、それで2～3年前から本土就職については、政府の公機関を通して斡旋もするし、それから、そういうふうな指導もするというふうにして、ある程度機関としても政府としてもその面について充分関与出来る

72

ような職業斡旋その為の又派遣をする必要があるということからこちらでは労働局の各対象であります職業安定所を通じて講習しておりますがそれから今度は本土においては駐日事務所それから大阪の職業斡旋所ですかそういうふうに政府機関を向うに置きまして縦、横の連係を取つて本土就職等についての斡旋をやつておるようあります、それで斡旋して送り出すからには、その行く人が新らしい場所での職業に従事する訳でありますのである程度基礎教育、本土就職に当つての基礎的教養或は心構え、こういう事を指導して行く必要があると、言うふうな事から労働局が主催致しまして各連合区別に労働局の主催で合宿訓練が持たれておるようありました、これは去年まで、であります、しかし今年度からは連合区による催しはやらないで各市町村単位でやつてもらいたいと言うふうな事になります、それで本市の場合も二つの中校がございますが、その中校の両方の中校の生徒で本土就職をする子供を一しょに一回同時にです一箇所に集めて大体2泊3日位の日程で就職指導をして行くと、これはそういうふうな方法で市内の本土就職児ドウに対する教育指導をやつて行こうじゃないかというふうな計画のようあります、学校においても、進学指導については非常に適切な、そして何がなされておるんだが、かん心な今度は進学しない子供に対してのそういう指導面が不充分であつたので市において独自でやると言う事であれば従来の何もやつておるし、大いに進めるべきじゃないかと、言うふうな事から両中校連携して計画が出来ておるようありますこの冬休み期間中に今申し上げましたように両中校の本土就職児ドウ一しょにして合宿訓練をするというふうな内容であります、それから、今度は沖縄試職もこれに含まれておりますが従来は労働局の主催の場合は本土就職者だけを対象にしておつたようです、しかし、公平な卒業者を補導するという意味からは沖縄内で就職する者も又やるべきじゃないかというふうな事で日程は本土就職とは別に

ような職業斡旋その為の又派遣をする必要があるということからこちらでは労働局の各対象であります職業安定所を通じて講習しておりますがそれから今度は本土においては駐日事務所それから大阪の職業斡旋所ですかそういうふうに政府機関を向うに置きまして縦、横の連係を取つて本土就職等についての斡旋をやつておるようあります、それで斡旋して送り出すからには、その行く人々が新らしい場所での職業に従事する訳でありますのである程度基礎教育、本土就職に当つての基礎的教養或は心構え、こういう事を指導して行く必要があると、言うふうな事から労働局が主催致しまして各連合区別に労働局の主催で合宿訓練が持たれておるようありました。これは去年まで、であります、しかし今年度からは連合区による催しはやらないで各市町村単位でやつてもらいたいと言うふうな事になりまして、それで本市の場合も二つの中校がございますが、その中校の両方の中校の生徒で本土就職をする子供を一しょに一回同時にです一箇所に集めて大体2泊3日位いの日程で就職指導をして行くと、これはそういうふうな方法で市内の本土就職児ドウに対する教育指導をやつて行こうじやないかというふうな計画のようであります、学校においても、進学指導については非常に適切な、そして何がなされておるんだが、かん心な今度は進学しない子供に対してのそういう指導面が不充分であつたので市において独自でやると言う事であれば従来の何もやつておるし、大いに進めるべきじやないかと、言うふうな事から両中校連けわして計画が出来ておるようでありますこの冬休み期間中に今申し上げましたように両中校の本土就職児ドウ一しょにして合宿訓練をするというふうな内容であります。それから、今度は沖縄就職もこれに含まれておりますが従来は労働局の主催の場合は本土就職者だけを対象にしておつたようです、しかし、公平な卒業者を補導するという意味からは沖縄内で就職する者も又やるべきじやないかというふうな事で日程は本土就職とは別に

しまして 1 沈 2 日位の何ぞ、この方は各中学校別に人員が多いので各中学校別にやるというふうな事だそうであります。大体講師については登録局の職員をしようへいするし、普通各中校における進路指導主事、いわゆる職業関係の主事がいらしゃいますが、その人々が中心になつて指導するというふうな内容であります。それから補助の対象であります。補助の対象については沖縄就職者については、各中校にそれから今度は本土就職については両中校の生徒が一回にやりますので、結局申請入の両中校長が主催して頂くということで対象は補助対象、そういうふうな式でやるというふうな内容であります。

10番～今の内容からいたしますとあくまでも，在学生を対象にしたくん縦というような計画であられる事でございますが、~~就職~~におきましては進学の指導と、それから就職の指導と2つに分れると思うんですが、そこで職業就職の問題につきましても教育委員会の教育費の中にも計上されておるかどうか、その点教育委員であられる市長にお伺いいたします。

市長～社会教育費としていくらかあつたと思いますが、社会教育費であつて就職指導の費用は含まれておりません。

10番～教育の基本的から考えまして、当然就職の教育、そして進学の教育そのものは当然行われるものでございます。そういう観点からいたしますと、この補助そのものは教育委員の立場で教育行政費の方から当然支出すべきものではないかと考えられるものでございますが、市予算でするのは適正であるか、その辺お聞かせ願います。

しまして1泊2日位いの何ぞ、この方は各中学校別に人員が多いので各中学校別にやるというふうな事だそうであります。大体講師については労働局の職員をしようへいするし、普通各中校における進路指導主事、いわゆる職業関係の主事がいらしゃいますが、その人々が中心になつて指導するというふうな内容であります。それから補助の対象でありますが、補助の対象については沖縄就職者については、各中校にそれから今度は本土就職については両中校の生徒が一回にやりますので、結局申請人の両中校長が主催して頂くということで対象は補助対象、そういうふうな式でやるというふうな内容であります。

10番～今の内容からいたしますとあくまでも、在学生を対象にしたくん線というような計画であられる訳でございますが額におきましては進学の指導と、それから就職の指導と2つに分れると思うんですが、そこで職業就職の問題につきましても教育委員会の教育費の中にも計上されておるかどうか、その点教育委員であられる市長にお伺いいたします。

市長～社会教育費としていくらかあつたと思いますが、社会教育費であつて就職指導の費用は含まれておりません。

10番～教育の基本町から考えまして、当然就職の教育。そして進学の教育そのものは当然行われるものでございます。そういう観点からいたしますと、この補助そのものは教育委員の立場で教育行政費の方から当然支出すべきものではないかと考えられるものでございますが、市予算でするのは適正であるか。その辺お聞かせ願います。

助役～じや御説明申し上げます。只今の教育という面からいたしますと、それは中校の課程で行える教育は、すべて含むのが原則だと思つております。しかし、この方はあくまでも就職者を集めて、合宿のくん類をする、食事も一諸にする団体生活も一諸にする、そういうふうなくん類でござりますので、その意味から、去年までも主催はあくまでも労働局の主催によつてなされておつたんじやないかと思つております。だからこれまで教育という面に全部ほう合出来ないこともないとは思ひますけれども、しかし学校の一媛教育というものは多少性格を異にしたものじやないかと、これは就職教育じやなくして、就職者の合宿くん類をさせる。と、団体生活のその意義そういうものを体得させて、本土集団就職をして、人後に迷ちない様な心得え、そういう素養を作つて行くというためのくん類でござりますので、教育のための義務付けのものじやないと思つております。その意味からくり返す様であります。従来も労働局の方で主催されたものだつたというふうに考えております。

3 番～職業指導の就職の指導という面におきましては、これは当然必要でないかとは思つておりますが、これが卒業生を相手にするということであれば、当然これら歎の社会及び労働指導費で出すべきだとは思つてますが、問題は現在在学生を相手ということになれば、当然これは教育委員がやるべき問題やないかと思つております。この特別に教育委員会の方から予算が足らんから補助してくれとか、或は市議会から予算が足らんからある程度はあるということであるんですが、その予算で足らん分であるか、別個のもんであるか、その点お調べになつたことがあるか。

助役～別個のものであります。そして市から頂く補助以外のものは各自の主従が負担する方式でやるそうであります。それで全然あれとは別個のものだと思つております。そして又教育のカリキュラムに含まれたものの課程ではございません

3 番～今教育予算に組まれておるというのは、どういう面の構

助役～じや御説明申し上げます。只今の教育という面からいたしますと、それは中校の課程で行える教育は、すべて含むのが原則だと思つております。しかし、この方はあくまでも就職者を集めて、合宿のくん練をする、食事も一諸にする団体生活も一諸にする、そういうふうなくん練でござりますので、その意味から去年までも主催はあくまでも労働局の主催によつてなされておつたんじやないかと思つております。だからこれまで教育という面に全部ほう含出来ないこともないとは思いますけれども、しかし学校の一貫教育というものは多少性格を異にしたものじやないかと、これは就職教育じやなくして、就職者の合宿くん練をさせると、団体生活のその意義そういうものを体得させて、本土集団就職をしても、人後に落ちない様な心構え、そういう素養を作つて行くというためのくん練でござりますので、教育のための義務付けのものじやないと思つております。その意味からくり返す様ありますが、従来も労働局の方で主催されたものだとつたというふうに考えております。

3 番～職業指導の就職の指導という面におきましては、これは当然必要でないかとは思つておりますが、これが卒業生を相手にするということであれば、当然これら款の社会及び労働施設費で出すべきだとは思つていますが、問題は現在在学生を相手とする場合は教育委員がやるべき問題じやないかと思つております。この特別に教育委員会の方から予算が足らんから補助してくれとか。或は先程委員であられる市長の方からある程度はあるということであるんですが、その予算で足らん分であるか、別個のもんであるか。その点お調べになつたことがあるか。

助役～別個のものであります。そして市から頂く補助以外のものは各自の生徒が負担する方式でやるそぞりますので全然あれとは別個のものだと思つております。そして又教育のカリキュラムに含まれたもの課程ではございません

3 番～今教育予算に組まれておるというのは、どういう面の職

職業くん類の検査や手術の費用でもたれておりますか。

市長～あれば社会教育費でやつております。この職業くん類の費用ではないはずです。

3番～委員であられる市長さんにお尋ねいたしますが、当然これは学どう対象ということになれば、当然教育予算で出すべき性質のものだと思いますが、これは卒業後の学校の教育においては、皆な卒業後の教育を目的としてやつておると思うんですが、今将来に向つてですね、在学生という相手ということになれば、これがくん類が卒業生を含めても昨年或は1昨年の又未就職の卒業生を含めてのくん類であればいざ知らず、單なる今度の卒業生を相手にする、くん類だというふうに聞いておりますが、これは当然在学生ということになるんですが、在学生に対して、果して市が出すべき性格のものであるかですね、当然教育委員会が出すべき性質のものであるが、その点調整をやられる意志があられるかですね。

市長～これは元に助役から話しがありましたように、労働局関係のものでありますので、教育予算ではちょっと出せないと思うんですが、どうしてもこれは在学生といいながら普通の教育であります。是非市としてもこの教育のためにいくらか補助してやろうと思います。

3番～この問題は主に学校を対象にした場合にはですね、これは教育委員会の施設だと思うんですが、そうなつた場合には教育委員会の施設をこうして我々が教育委員会から何の連絡もないのに出したという事も考えられる訳ですが、職業くん類という面の将来就職するという面のくん類だということでございますが、そこにおいても、ある程度教育委員会とタイアップしてやるという事であればある程度話しも分るんですが、教育委員会は全然わからんでこういう教育がやられているという事になつた場合には学どうの教育という面においてもある程度補助とかそういうものも、そういうものもこれは法によつて出来

業くん練のはせうやう面の費用でもたれておりますか。

市長～あれは社会教育費でやつております。この職業くん練の費用ではないはずです。

3番～委員であられる市長さんにお尋ねいたしますが、当然これは学どう対象ということになれば、当然教育予算で出すべき性質のものだと思いますが、これは卒業後の学校の教育においては、皆な卒業後の教育を目的としてやつておると思うんですが、今将来に向つてですね。在学生というを相手ということになれば、これがくん練が卒業生を含めても昨年或は1昨年の又未就職の卒業生を含めてのくん練であればいざ知らず。單なる今度の卒業生を相手にする。くん練だというふうに聞いておりますが、これは当然在学生ということになるんですが、在学生に対して、果して市が出すべき性格のものであるかですね。当然教育委員会が出すべき性質のものであるが、その点の調整をやられる意志があられるかですね。

市長～これは元に助役から話しがありましたように、労働局関係のものでありますので、教育予算ではちょっと出せないと思う訳ですが、どうしてもこれは在学生といいながら特別の教育であります。是非市としてもこの教育のためにいくらか補助してやろうと思います。

3番～この問題は主に学校を対象にした場合にはですね、これは教育委員会の権限だと思うんですが、そうなつた場合には教育委員会の権限をこうして我々が教育委員会から何の連絡もないのに出たという事も考えられる訳ですが、職業くん練という面の将来就職するという面のくん練だということございますが、そこにおいても、ある程度教育委員会とタイアップしてやるという事であればある程度話しも分るんですが、教育委員会は全然わからんでこういう教育がやられているという事になつた場合には学どうの教育という面においてもある程度補助とかそういうものも、そういうものもこれは法によつて出来

ない事はないかもしませんが、一応機関があるので、その機関におきましての法的な性質が当然ではないかと思いますが、元程からこれは社会教育の一角の問題ということだと思いますが、対象になるのが学どうであるのでそこをどうお考えであるかという事について、本業生去年、一昨年の卒業生のくん数ということであれば、これは当然市予算でまかなうべきものであるが、現在の在学生相手という事であれば当然教育委員会の管轄でないかと思います。

助 教～この方はですね、学校の方でも日常の教課に影響のないようにということで冬休み期間を利用してやるようす

議 長～暫休憩いたします。（午後2時52分）

議 長～再開いたします。（午後3時34分）

5番～9款の6項2目で保育所建設費、今度の追加更正で設計手数料として、465\$が追加なつておりますが、これは当初予算531\$に対して465\$というのは86%以上の増であります。当初予算を審議する時点において見通しが出来なかつたのか、わずか3～4ヶ月しか経過していないのにやがて倍額しなければいかないその辺の理由について説明をお願いします。

民生課長～お答えいたします。この465\$は当初の予算には関係しませんと申しますのは、敷地の関係で設計模様變更をしたというのが、設計變更の手数料であります。それとこの前も説明がありましたのでありますが、付帯的な電気工事がありまして、それがもれでおりました。といいますのは構造費としてなるべきじやないかという事で、それの設計手数料は含まれてなかつた段です、

5番～当初予算とは関係のないといわれるんですか、じや何と関係ありますか、追加更正はあくまで当初予算と関係した上での追加更正だと私は思いますが。

ない事はないかもしませんが、一応機関があるので、その機関におきましての法的な性質が当然ではないかと思いますが、先程からこれは社会教育の一角の問題ということになりますが、対象になるのが学どうであるのでそこをどうお考えであるかという事について、卒業生去年、一昨年の卒業生のくん線ということであれば、これは当然市予算でまかなうべきものであるが、現在の在学生相手という事であれば当然教育委員会の管轄でないかと思います。

助 役～この方はですね、学校の方でも日常の教課に影響のないようにということで冬休み期間を利用してやるようす

議 長～暫休憩いたします。（午後2時52分）

議 長～再開いたします。（午後3時34分）

5 番～5款の6項2目で保育所建設費、今度の追加更正で設計手数料として、465\$が追加なつておりますが、これは当初予算531\$に対して465\$というのは86%以上の増あります。当初予算を審議する時点において見通しが出来なかつたのか、わずか3～4ヶ月しか経過していないのにやがて倍額しなければいかないその辺の理由について説明をお願いします。

民生課長～お答えいたします。この465\$は当初の予算には関係しませんと申しますのは、敷地の関係で設計模様変えをしたというのが、設計変えの手数料であります。それとこの前も説明がありましたのでありますが、備品的な電気工事がありまして、それがもれておりました。といいますのは備品費としてなるべきじやないかという事で、その設計手数料は含まれてなかつた訳です、

5 番～当初予算とは関係のないといわれるんですか。じや何と関係ありますか。追加更正はあくまで当初予算と関係した上の追加更正だと私は思いますが。

民三課長～あの設計がです敷地の関係でです模様変え設計變えを
しなければならなくなつたという事であります。

5番～結局私がお聞きしておるのは、ここに提案して倍額に増額になつた理由についてでありますから、これだけ増額なつた理由は設計變えがそれじや増額の理由ですか。

民三課長～そうです。それとですね、備品的な建築費といひますのは、屋外のスベリ台、ラフコそれからすな場・屋内の調理室それからスベリ台、そういうつたものも備品の中に含まれておりましたので、設計手数料は入らないものとして考えていました訳であります。

5番～しかしちゃんと節の中に24、25というふうに手数料工事請負備品費というふうにはつきり区分けされておる訳ですが、それを備品の中に含まれていたというのはどうも意味が分らないんですが、例えばスベリ台なんかこういうのは計画してなかつたんだが、後で計画したとか、或は計画してあつたけれど、これは不用だから削つたとか、こういつたような設計變えでありますかどういうふうな設計變えですか。

民三課長～これは政府の何としまして、スベリ台とか、ラフコとかというものは全部備品費の中に含まれております。といいますのは、どうせそこの建築をする建物に固定させる。又或は敷地内に固定するような設備でありますので、これを建築工事に後で含まれた訳であります。

5番～そうすると保育所としてのいわゆる当初計画されていた設備ですね、設備の模様變え程度或は施行方法においては變つておるが、全体の設備そのものからはそう違はないというんですか。

民三課長～變りはありません。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

民生課長～あの設計がです敷地の関係でです模様変え設計変えをしなければならなくなつたという事であります。

5 番～結局私がお聞きしておるのは、ここに提案して倍額に増額になつた理由についてでありますから、これだけ増額なつた理由は設計変えがそれじや増額の理由ですか。

民生課長～そうです。それとですね、備品的な建築費といひますのは、屋外のスベリ台、ブランコそれからすな場・屋内の調理室それからスベリ台、そういうつたものも備品の中に含まれておりましたので、設計手数料は入らないものとして考えていました訳であります。

5 番～しかしちやんと節の中に24.25というふうに手数料工事請負備品費というふうにはつきり区分けされておる訳ですが、それを備品の中に含まれていたというはどうも意味が分らないんですが。例えばスベリ台なんかこういうのは計画してなかつたんだが、後で計画したとか、或は計画してあつたけれど、これは不用だから削つたとか。こういつたような設計変えでありますかどういうふうな設計変えですか。

民生課長～これは政府の何としましても、スベリ台とか、ブランコとかというものは全部備品費の中に含まれております。といいますのは、どうせそこの建築をする建物に固定させる。又或は敷地内に固定するような設備でありますので、これを建築工事に後で含まれた訳であります。

5 番～そうすると保育所としてのいわゆる当初計画されていた設備ですね。設備の模様変え程度或は施行方法においては變つておるが、全体の設備そのものからはそう違ひはないといふんですか。

民生課長～變りはありません。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

議長～この間は、さすがに本題を離れて少し余談がなされましたが、

議長～再開いたします。(午後4時26分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでをもちまして、本日の会議を終ることにいたします。
散会(午後4時27分)

議長～おうせん、おおきな問題でござりますが、これは、日本内閣の内閣改組がござりますと、行なつたものと信長の子の秀忠がおなじでござり、おおきな内閣改組の人をなすらるのをもつておなじでござります。

議長～しかしながらおおきな内閣改組はお手がけで事務実業のほうにはおこなはれど、内閣改組をしておる訳ですが、それを内閣の中に會しておおきいのはどうも意が合ひませんけれど、おおきい内閣改組をあかこういうのにはおこなつておなじであります。それで内閣改組をしておる内閣改組は、いかにもおおきな内閣改組をあかこうなどとおもつておられます。

議長～これに内閣改組をしておる、アーチビスコフ、ラブコフとかというおおきな内閣改組の方は会議ではあります、といひながら下院で上院の議員を支給員に立派な議員をもつて、内閣改組の内閣改組をするのであります。それで内閣改組をしておる内閣改組をあかうのです。

議長～おうせんおおきな内閣改組がおなじでござりますが、内閣改組をしておる内閣改組は、内閣改組をしておる内閣改組をあかうのです。

議長～おうせんおおきな内閣改組をあかう。

議長～おうせんおおきな内閣改組をあかう。(方を3回言ふ)

議長～再開いたします。（午後4時26分）

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでをもちまして、本日の会議を終ることにいたします。
散会（午後4時27分）